

不正行為防止に向けた研究成果の発表に関する指針

令和6年4月23日 運営会議決定

最高管理責任者

1. 目的

本指針の目的は、本学において研究を行う研究者（以下「研究者」という）が、共通に求められる研究に対する公正さ、誠実さ、正確さ、客観性等の基本的な価値観を尊重し、「岩手医科大学における学術研究活動に係る行動規範」に基づき、研究者が責任ある研究発表を行うための基本原則を示すことである。

2. 成果発表における公正な活動の基本原則

研究成果の発表にあたり、以下の原則の遵守を徹底する。

- (1) 先行する研究成果を尊重し、客観的で十分な根拠をもった発表を行うこと。
- (2) 捏造、改ざん、盗用の特定不正行為を行わないこと。
- (3) 研究構想およびデザインの設定、データ取得、データ分析および解釈、論文の作成と検討、など研究への実質的貢献と学界で共有されている適切な基準に基づいてオーサーシップの範囲を定めること。オーサーシップを持つ者は、最終原稿の承認を与えなければならない。著者の資格がないにもかかわらず著者に加えるギフト・オーサーシップ、著者の資格があるにもかかわらず著者に加えられないゴースト・オーサーシップのような不適切なオーサーシップを行使しないこと。
オーサーシップを満たさないが、研究に協力した関係者に対しては謝辞を適切に定めること。
- (4) 成果発表において原著性と研究への信頼を守るために、二重投稿、二重出版、分割発表、分割出版を行わないこと。
- (5) 成果発表が、公共の利益や大学の責務との相反関係に陥らないように配慮すること。
- (6) 成果発表に際しては、研究資金源を明記し、説明責任と利益相反開示の責任を果たすこと。
- (7) プレスリリース、マス・メディアを通じた研究成果の発表にあたっては、メディアの性格、影響力、報道の姿勢及び一般読者の科学的知識を考慮し、成果が正しく伝わるように配慮すること。
- (8) 成果発表に対して、特定不正行為、不正行為、不適切な行為の疑念が著者に寄せられた場合には、責任ある研究活動が行われたことを説明すること。

上記の発表を行うにあたっては、特に以下の点についても留意すること。

- ア) 論文に研究データを公表する際は、必ず実験ノート、生データ等を確認すること。
- イ) 責任著者は、論文投稿にあたり、共著者と協力し公表するデータの基となる実験ノート、生データ等を再度確認し、正確性を確保する責務を担っていること。